

## 住家の被害認定調査の考え方や自己判定方式の事例【木造・プレハブ※】

(※プレハブ…部材を工場で生産・加工し、建築現場で組み立てる建築工法。木質系と鉄骨系がある)

### 1 住家の被害の程度の判定

以下は、被害認定調査の結果、判定される「住家の被害の程度」と「住家の損害割合」を示した表です。この「住家の被害の程度」を基に、各種被災者支援が行われます。

このうち自己判定方式の対象は、最も被害の程度の小さい**準半壊に至らない(一部損壊)**になります。

住家の被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない(一部損壊)
住家の損害割合	50%以上	50%未満～40%	40%未満～30%	30%未満～20%	20%未満～10%	10%未満



参考) 令和2・3年度に受け付けた罹災調査状況※1

住家の被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない(一部損壊)
住家の損害割合	0件	0件	0件	0件	1件	44件

※1 全体の98%が「準半壊に至らない(一部損壊)」と判定されました。

※2 非住家(ガレージや物置、自動車など)の被害を受けた場合は、災害に係る被害について届出があった旨を証明する罹災届出証明を交付します。

### 2 「準半壊に至らない(一部損壊)」の目安

被害の程度が軽微である場合、被害の程度が「準半壊に至らない(一部損壊)」となる可能性が高いため、被害状況がわかる写真を提出いただくことで、自己判定方式により罹災証明書を交付することが可能です。

「準半壊に至らない(一部損壊)」となることが想定される被害の事例※2

- ・地震の影響で、瓦の一部がずれ、破損が生じた被害
- ・風害の影響で、壁や屋根に亀裂が生じそこから雨が吹き込み雨漏りが発生した被害※3
- ・浸水の影響で、床下に浸水が生じた被害
- ・浸水の影響で、床や壁の一部に汚損やずれ、ひび割れが生じた被害 など

※3 これらの被害が組み合わさることにより、被害の程度が大きくなる可能性があります。ご自身で被害の程度を判断することが困難な場合は、実地調査を活用してください。

### 3 住家の被害認定調査の手法（損害割合の判定）

住家の被害認定とは、住家全体の被害の程度を判定するものです。

住家全体の被害の程度は、**部位別の損害割合**を計算し、それらを合計して算出します。

$$\text{部位別の損害割合} = \text{損傷程度(5段階)}^{*4} \times \text{部位での損傷面積割合}^{*5} \times \text{構成比}^{*6}$$

※4 損傷程度は、被害の度合いに応じ5段階で評価します。

程度	I	II	III	IV	V
損傷程度	10%	25%	50%	75%	100%

- 例) ・床板・畳に汚損が見られる被害 ⇒ 損傷程度Ⅱの被害  
 ・床板に著しい不陸、折損の被害 ⇒ 損傷程度Ⅳの被害

**【参考】**

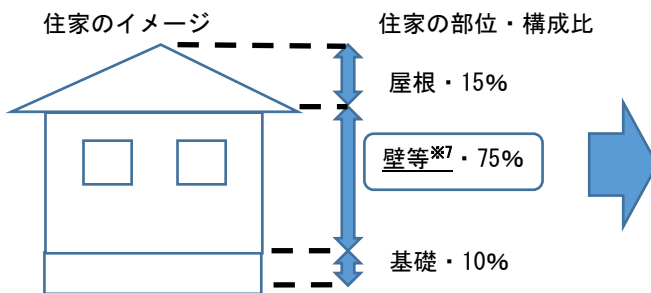
内閣府：災害に係る住家の被害認定基準運用指針参考資料（損傷程度の例示）  
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html>

※5 部位での損傷面積割合は、屋根、壁などの各部位

において、当該部位全体の面積のうち、損傷を受けた面積の割合です。

- 例) 床面積 100㎡のうち、損傷程度Ⅱの被害面積が 20㎡、損傷程度Ⅳの被害面積が 50㎡の場合、  
 ・床における損傷程度Ⅱの損傷面積割合 = [被害面積] 20㎡ ÷ [全体面積] 100㎡ = 20%  
 ・ 損傷程度Ⅳの損傷面積割合 = [被害面積] 50㎡ ÷ [全体面積] 100㎡ = 50%

※6 屋根、壁、基礎等部位の種類に応じ、住家全体に対しての構成比が設定されています。



※7 壁等については、更に詳細に構成比が設定

部位	構成比	部位	構成比
柱	15%	天井	5%
床	10%	建具	15%
外壁	10%	設備	10%
内壁	10%	—	—

例) 床面積 100㎡のうち、損傷程度Ⅱの被害面積が 20㎡、損傷程度Ⅳの被害面積が 50㎡の場合

- ① 損傷程度Ⅱ [25%] の損傷面積割合 = [被害面積] 20㎡ ÷ [全体面積] 100㎡ = 20%
  - ② 損傷程度Ⅳ [75%] の損傷面積割合 = [被害面積] 50㎡ ÷ [全体面積] 100㎡ = 50%
  - ③ ① [損傷程度Ⅱ 25%] × [床の損傷面積割合 20%] × [床の部位構成比 10%] = **0.5%**
  - ④ ② [損傷程度Ⅳ 75%] × [床の損傷面積割合 50%] × [床の部位構成比 10%] = **3.75%**
- 住家の損害割合 = ③ + ④ = **4.25%**

例2) 屋根の面積に対し40%の瓦が落ち、内壁の面積に対し内壁合板の50%ずれている場合

- ⑤ 屋根「瓦がほぼ全面的にずれ、落下している(損傷程度Ⅳ [75%])」の損傷面積割合が 40%
  - ⑥ 内壁「内壁合板にずれが生じている(損傷程度Ⅱ [25%])」の損傷面積割合が 50%
  - ⑦ ⑤ 屋根 [損傷程度Ⅳ 75%] × [損傷面積割合 40%] × [屋根の部位構成比 15%] = **4.5%**
  - ⑧ ⑥ 内壁 [損傷程度Ⅱ 25%] × [損傷面積割合 50%] × [内壁の部位構成比 10%] = **1.25%**
- 住家の損害割合 = ⑦ + ⑧ = **5.75%**

【問い合わせ先】 神戸市行財政局税務部固定資産税課

TEL : 078-647-9400